

令和 7年 6月12日

令和7年度事業計画

公益社団法人
山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 木村裕次

《はじめに》

本年度は創立40年の節目で重要な年となる。社会の切望により公共事業の円滑化に寄与すべく、昭和60年土地家屋調査士法一部改正を受け、特例民法法人として設立されたのが翌年の昭和61年である。設立以来、公共インフラの整備に伴う測量・嘱託登記などを通して権利の明確化に努め、また、時代の変化に応じた関連法の改正がなされ、電電公社、国鉄、道路公団や郵政が次々と民営化され、それに伴う事業に微力ではあるが公益法人としての役割を果たせたものと確信する。

社会のニーズは常に変わり、協会の事業も変化に応じた誤りのない方向性を判断しなくてはならない。あわせて、昨年、公益認定等に関する法律の改正がなされ、本年4月施行されたことにより、来る9月の役員改選において外部理事・外部監事を選任し、更なるコンプライアンス・ガバナンス強化の義務を負う大変厳しい施策である。しかし、前向きに考えれば異なる視点での経営感覚が構築できるのではと期待も大きい。今後10年先の設立半世紀を目指し、持続可能な組織としての礎となるとも思う。

大きな節目の出発点として、設立以来揺るぎのない「公共の利益となる事業を行う者の不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又は、その登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与すること」を目的として精進することをあらためてお誓いしたい。

品確法に沿った成果、「ICT」社会に対応した組織づくり、不動産の表示に関する登記及び筆界を明らかにする専門家集団として、地図作成作業・公共嘱託登記業務等の更なる発展に寄与し、県土の利用、整備、災害復旧策などに貢献するとともに郷土が着実に発展できるよう研究努力し、社員相互の親睦と社会的地位の向上を目指していきたい。

基本方針

- ① 土地家屋調査士制度による事業並びに付随・関連事業の啓発
- ② 公益法人としての公的役割的事業の推進
- ③ コンプライアンス並びにガバナンスの徹底と情報公開(社外役員選任)
- ④ 法人の持続性・品確法による成果の安全・安心

1 法的事業及び付隨・関連事業

* 嘱託登記の重要性、必要性の啓発・推進事業(法的事業)

国・地方公共団体等の公共用地取得、法定道路・河川等の改良・改修整備事業に伴う不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量、又はその登記の嘱託若しくは申請の適正且つ迅速な実施に寄与する。さらに大量一括、地域密着により、成果のスムーズ且つ均質な業務処理を行い、事業者の権利の明確化に寄与することが当協会設立目的であり根幹事業である。

* 地図作成事業の積極的参画事業(不動産登記法第14条1項地図作成事業等)

国の重要な施策として国土交通省が所管する国土調査事業がある。その事業は地方自治団体が実施し作成された地図は、不動産登記法第14条地図として法務局に備え付けられ、国家基盤の根幹となる権利地図として極めて重要な役割を担っている。また、法務省では、極めて地図が混乱していて、国土の維持管理に支障が出ている都市部(DID地区)地域を策定し、不動産登記法第14条地図作成事業を実施している。地図混乱を解消し、行政運営の障害を取り扱うことにより、国民の土地利用の明確化、安定化を図っている。それらの事業に積極的に参画実施することにより、国民のさらなる不動産に対する権利意識の向上に寄与できるものと確信する。

なお、法務省は全国の登記所備付地図の電子データの無償提供を開始し、IT化政策を促進し、国民の更なる利便性による利益を追求している。法務省による地図作成10か年計画が令和7年3月で終了し、法務局地図作成事業の新規地図整備計画が実施された。当協会としては内容を充分精査研究し、受託に備えたい。

* 官民境界確認支援業務(関連業務)

官公署における境界確定業務を担当する部署の負担の軽減且つ迅速化に寄与する。

当協会の地域に密着した体制と専門知識、また、経験が豊富であり、特に資料収集と分析・解析に必要な専門的知識と高度な能力の提供。土地基本法に位置付けられた、公有地境界の明確化(土地所有者の適正な利用・管理の責務・里道水路の表題登記支援)に寄与するための研究、啓発。

* 都市計画区域内におけるリノベーションに伴う補助(関連業務)

区域内のスプロール・スポンジ化現象対策に係る住宅地の再区画や、国土交通省および日本土地家屋調査士連合会が推し進める「狭あい道路解消」の調査測量、嘱託登記等の積極的な啓発、行政支援。

2 公益法人としての役割としての事業

* 県民・市民に親しまれ利活用されている公共建物の表題登記を継続事業とし、不動産登記制度の啓発を図る。(公嘱司法書士協会と共同事業)

* 研修会及び公開講座

- ・災害等の復旧が円滑となるよう支援に関する検討
- ・狭あい道路対策に関するガイドラインについての研究
- ・公共調達に関する研究
- ・社員、官公署担当者、県民を対象とした講座の実施

- * 定期情報交換会開催(官公署、土地家屋調査士会、公嘱司法書士協会)
 - * ホームページによる情報発信の充実
 - 広く一般県民に対し業務等の情報を発信し、公共嘱託制度、土地家屋調査士制度、不動産登記制度のより一層の啓発を図る。
 - * 改正法に伴った業務支援・啓発(土地基本法の一部改正による土地所有者の責務)
 - 民法一部改正による相続登記の義務化、相続財産の国庫帰属(所有者不明等土地関連)
- 3 コンプライアンス並びにガバナンスの徹底(継続テーマ)
- * 社員の減少、年齢の上昇化による財務の健全化及び協会組織の持続可能対策
 - * 成果品・貸借資料の個人情報等管理の徹底
 - * 事務所形態に応じた適正な業務対応と、迅速な業務体制の構築
 - * 業務処理の統一化と、質の高い成果の提供及びDX化によるコスト削減
 - * ホームページ等情報開示による組織の透明化により、業務・財務・役員の健全化を図る

会議関係

- * 山形県土地家屋調査士会との打合会
- * 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会並びに東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会との会議
- * 公益社団法人山形県公共嘱託登記司法書士協会との打合会、共同公益事業推進
- * 一般社団法人山形県測量設計業協会との情報交換
- * その他協会との円滑な業務執行と発展が望める会議を設置する